

平成14年度ダイオキシン類自主測定結果(大気)

1 測定対象施設数等

特定施設名	測定対象施設			
	計	報告済	未報告	
			測定 依頼済	測定 未依頼
亜鉛回収炉	3	3	0	0
廃棄物焼却炉	215	179	1	35
計	218	182	1	35

2 排出ガス測定結果

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設区分		測定 施設数	排出 基準	測定結果		
				範囲(最小~最大)	平均	
亜鉛回収炉	新設	0	1	~		
	既設	3	10	0.33 ~ 4.5	2.4	
	計	3	-	0.33 ~ 4.5	2.4	
廃棄物焼却炉	焼却能力 4000kg/h以上	新設	0	0.1	~	
		既設	7	1(80)	0.00025 ~ 0.21	0.073
		計	7		0.00025 ~ 0.21	0.073
	焼却能力 2000kg/h以上 4000kg/h未満	新設	7	1	0.00052 ~ 0.081	0.022
		既設	12	5(80)	0.0018 ~ 0.31	0.074
		計	19	-	0.00052 ~ 0.31	0.054
	焼却能力 200kg/h以上 2000kg/h未満 (小型焼却炉)	新設	8	5	0.000013 ~ 0.76	0.250
		既設	59	10(80)	0 ~ 60	4.2
		計	67	-	0 ~ 60	3.8
		新設	24	5	0.00022 ~ 5	0.97
		既設	62	10(80)	0.000031 ~ 48	2.9
		計	85	-	0.000031 ~ 48	2.4
合計		179	-	0 ~ 60	2.6	
総計		182	-	0 ~ 60	2.6	

- 備考 1 亜鉛回収炉は、原料の処理能力が0.5t/h以上のものが法対象となる
 2 廃棄物焼却炉は、焼却能力が50kg/h以上又は火床面積が0.5m²以上のものが法対象となる
 3 ()の数値は平成14年11月末までの排出基準

3 ばいじん測定結果

(単位:ng-TEQ/g)

施設規模等		測定施設数	測定結果	
			範囲(最小～最大)	平均
廃棄物焼却炉	焼却能力 4000kg/h以上	4	0.096 ~ 4.9	2.4
	焼却能力 2000kg/h以上 4000kg/h未満	10	0.000069 ~ 5.5	0.88
	焼却能力 200kg/h以上 2000kg/h未満	33	0 ~ 52	3.3
	焼却能力 200kg/h未満 (小型焼却炉)	39	0.00016 ~ 11	0.72
合計		86	0 ~ 52	1.8

4 焼却灰測定結果

(単位:ng-TEQ/g)

施設規模等		測定施設数	測定結果	
			範囲(最小～最大)	平均
廃棄物焼却炉	焼却能力 4000kg/h以上	4	0.00009 ~ 0.0062	0.0018
	焼却能力 2000kg/h以上 4000kg/h未満	11	0 ~ 0.54	0.050
	焼却能力 200kg/h以上 2000kg/h未満	51	0 ~ 1.9	0.27
	焼却能力 200kg/h未満 (小型焼却炉)	79	0 ~ 2.5	0.091
合計		144	0 ~ 12	0.13

備考 ばいじん及び焼却灰の処理基準(3ng-TEQ/g)

(参考)

- 排出ガスの測定数とばいじん、焼却灰との測定数については、次のことにより一致しない。
- ・ 1事業場に2施設以上あっても、集合煙突で排出されている場合は、排出ガス測定結果は1測定結果となっている
 - ・ ばいじんを焼却灰と分離して採取できない場合は、混合灰として扱い、焼却灰のみの測定である
 - ・ ばいじん又は焼却灰については、2施設以上ある場合でも、1測定結果の場合がある
 - ・ 焼却炉の種類によっては、ばいじん及び焼却灰が発生しないものがある(液中燃焼施設等)

平成14年度ダイオキシン類自主測定結果(水質)

1 測定事業場数

規制対象事業場数	測定事業場数
11	11

2 排出水の測定結果

(単位:pg-TEQ/リットル)

事業場名	所在地	特定施設の 種類	新排水基 準	旧排水基 準	排水口 区分	測定結果
丸住製紙(株)大江工場	川之江市	11, 14	10	50		0.0022
愛媛パルプ協同組合	川之江市	11		50		0.034
大王製紙(株)三島工場	伊予三島市	1		10		0.27
愛媛製紙(株)	伊予三島市	11		50		0.96
住友化学工業(株)愛媛工場新居浜地区	新居浜市	8, 14		10		0.30
住友化学工業(株)愛媛工場菊本地区	新居浜市	11		50	No.1	1.1
		9, 14		20	No.3	0.0092
新居浜市衛生センター	新居浜市	11		50		0.015
日本キャタリストサイクル(株)新居浜事業所	新居浜市	11				0.81
道前福祉衛生事務組合 ひうちクリーンセンター	西条市	11		50		0.00008
アサヒプリテック(株)	東予市	11		50		0.00049
住友金属鉱山(株)四阪工場	越智郡宮窪町	10	10		0.01	
11事業場	範囲	0.00008 ~ 1.1			平均	0.29

備考 1 特定施設の種類の

- 1 : パルプ製造の用に供する塩素(化合物)による漂白施設
 - 8 : ジオキサン/ジニオレット製造施設のニトロ誘導体及び還元誘導体分離施設並びに洗淨施設及び熱風乾燥施設
 - 9 : アルミニウム製造の用に供する焙焼炉等の廃ガス洗淨施設及び湿式集じん施設
 - 10 : 亜鉛回収施設の精製施設、廃ガス洗淨施設及び湿式集じん施設
 - 11 : 廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設
 - 14 : 特定施設設置事業場から排出される水の処理施設
- 2 排水基準については、平成15年1月14日まで適用される暫定基準である
- 3 排水基準は、特定施設の種類により異なり、1工場に2施設以上ある場合には、最もゆるい基準が適用される
- (例)丸住製紙(株)大江工場の場合
7の施設の基準は50pg-TEQ/リットルで、10の施設の基準は10pg-TEQ/リットルであるので、適用基準は50pg-TEQ/リットルとなる